

9 適正な給与の実現



国家公務員の給与は、俸給(基本給)とそれを補完する諸手当から構成されています。

国家公務員の給与水準については、月例給及びボーナス双方の支給実績を調査し、それぞれ民間給与との均衡を図った上で決定しています。

月例給のうち、俸給と諸手当の配分については、公務における人事管理上の必要性等を踏まえて決定しています。

国家公務員給与の種類

俸 給	手 当	ボ ー ナ ス
(民間企業の基本給に相当)	- 扶養手当 - 通勤手当 - 在宅勤務等手当 - 地域手当(民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給) - 広域異動手当 - 俸給の特別調整額(民間企業の管理職手当に相当) - 本府省業務調整手当 - 超過勤務手当 - 住居手当 - 単身赴任手当 - 特殊勤務手当 - 等	- 期末手当 - 勤勉手当

■ 職務給の原則

- ▶ 国家公務員の給与は、仕事の種類や、複雑・困難さ・責任の度合いに応じて決定されます。
- ▶ 仕事の種類(行政職、公安職、医療職など)に応じた17の俸給表があり、そのうちいずれかの俸給表が適用されます。
- ▶ 俸給表には職務の複雑・困難さ・責任の度合い(係員、係長、課長など)に応じた職務の級が定められています。

■ 成績主義の原則

- ▶ 昇格(上位の職務の級に変更すること)・昇給(上位の号俸に変更すること)は、勤務成績・能力に応じて決定されます。勤勉手当についても、勤務成績に応じて支給される仕組みとなっています。(17頁参照)

行政職俸給表(一)(民間企業の事務・技術職に相当)の例

職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
代表官職 ※本府省の例		係員	主任	係長		課長補佐		室長		課長	
昇給 号俸	1	XXX,XXX	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	2	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	3	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	4	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	5	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	6	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	7	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	8	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	9	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
:		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

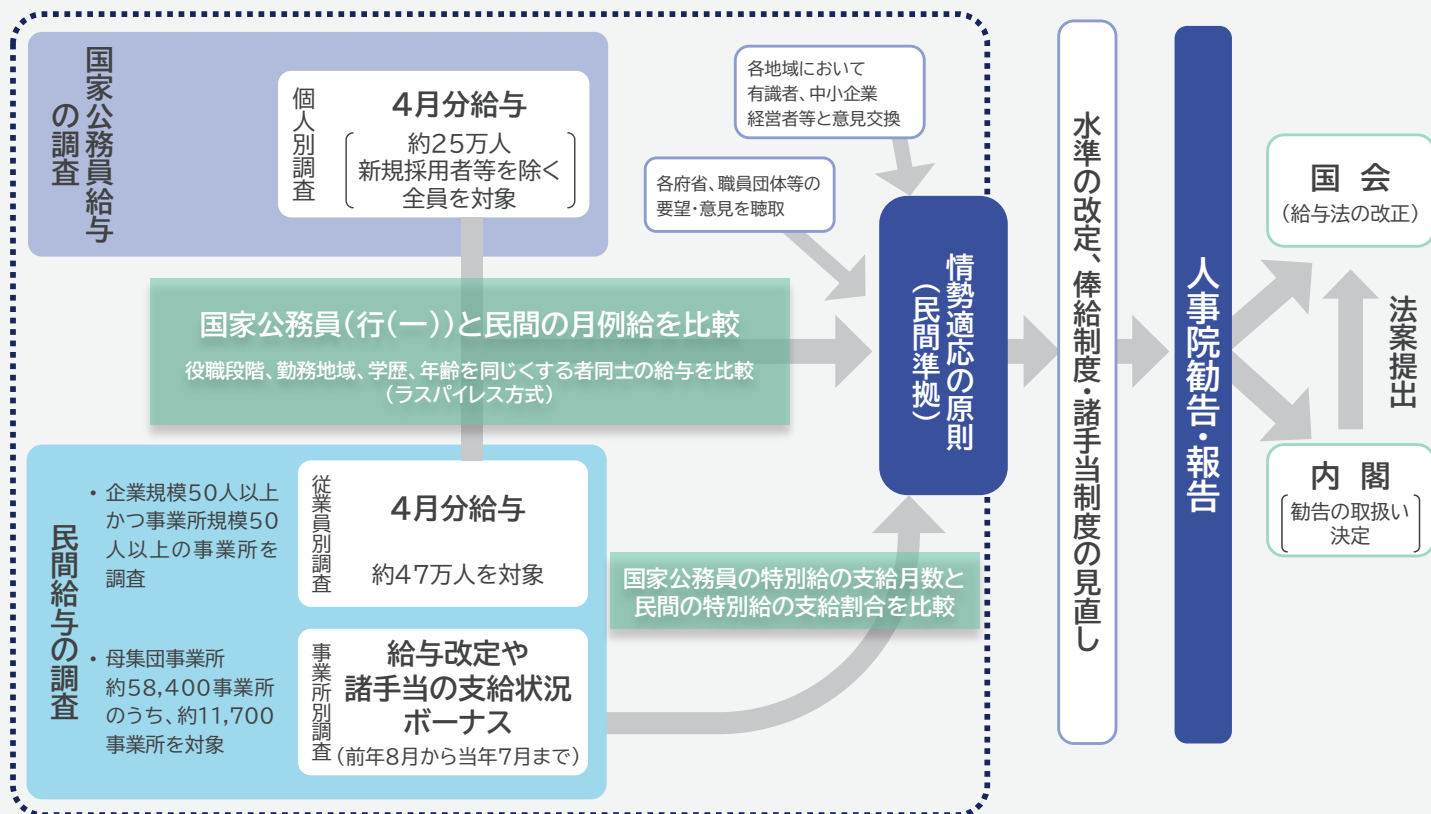
給 与 勧 告

国家公務員は労働基本権の制約を受け労使交渉ができないことから、その代償措置となるのが給与勧告です。

情勢適応の原則

- ▶ 国家公務員の給与は、社会一般の情勢に適応するように変更することが法律により求められています。
 - ▶ 人事院は、毎年、国家公務員と民間の給与について調査を実施して給与勧告を行っています。
- 給与勧告は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としています。

給与勧告の手順



※ 調査対象の人数と事業所数は令和6年の例

主な見直し（平成18年～）

調査対象の拡大

平成18年

- ▶ 対象を「企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上」に変更(※)
- ▶ 従業員に「スタッフ職」等を追加

調査対象産業の拡大

平成25年

- ▶ 「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」等も追加し、「全産業」に拡大

調査対象従業員の拡大

平成26年

- ▶ 「中間職(職責が部長と課長の間に位置づけられる従業員等)」を追加

※ 企業規模50人以上は民営事業所全体の無期雇用者数の6割を超える人数をカバー

令和6年給与勧告のポイント

■ 令和6年の給与改定

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- 月 例 給 : 平均2.76%(11,183円)引上げ
若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ
- ボ ー ナ ス : 0.10月分引上げ(4.50月分 → 4.60月分)
期末手当及び勤勉手当に均等に配分



令和6年8月8日 岸田首相(当時)に勧告を手渡す川本総裁
(写真提供:内閣広報室)

	月例給	期末・勤勉手当(ボーナス)	
	改定率(額)	年間支給月数	対前年比増減
令和2年	改定なし	4.45月	△0.05月
令和3年	改定なし	4.30月	△0.15月
令和4年	0.23% (921円)	4.40月	0.10月
令和5年	0.96% (3,869円)	4.50月	0.10月
令和6年	2.76% (11,183円)	4.60月	0.10月

【参考】モデル給与例〔令和6年勧告後〕			
地方機関	係員	22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	363.4万円
	係長	35歳	487.5万円
	課長	50歳	687.4万円
本府省	係員	22歳 (総合職試験(大卒)初任給)	466.5万円
	課長補佐	35歳	756.8万円
	課長	50歳	1,292.4万円

■ 給与制度のアップデート～現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換～

- 俸給** 初任給・若年層の水準を大幅引上げ
係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
- 地域手当** 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に再編の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)
異動保障を3年間に延長
- 通勤手当等** 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
- 扶養手当** 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
- ボーナス** 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
- その他手当** 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大
再任用職員の手当拡大(住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等)

【新卒初任給の引上げ(行政職俸給表(一)の初任給)】

		総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)
俸給 月額	改定前	20.1万円	19.6万円	16.7万円
	改定後	23.0万円 (+2.9万円)	22.0万円 (+2.4万円)	18.8万円 (+2.1万円)
本府省勤務 の場合		28.5万円	27.1万円	23.3万円

【係長級～本府省課室長級の俸給体系(行政職俸給表(一)) (イメージ図)]

